



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 パルステック工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 幸博
(コード番号 6894 東証第二部)
問合せ先 取 締 役 坂 倉 茂
(TEL. 053-522-5176)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を、100 株に統一することを目指しております。当社はこの取組みの趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位（単元株式数）を変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記に記載しました「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上 50万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものであります。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、平成 29 年 10 月 1 日付で 10 株を 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	13,934,592 株
株式併合により減少する株式数	12,541,133 株
株式併合後の発行済株式総数	1,393,459 株

(注) 株式併合により減少する株式数及び株式併合後の発行済株式総数は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合の併合割合に基づき算出した理論値であります。

④ 併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の純資産価値に変動はありません。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりであります。

保有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
10 株未満所有株主	36 名 (1.6%)	72 株 (0.0%)
10 株以上所有株主	2,151 名 (98.4%)	13,934,520 株 (100.0%)
合計	2,187 名 (100.0%)	13,934,592 株 (100.0%)

(注) 上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10 株未満の株式のみご所有の株主様 36 名 (所有株式数の合計 72 株) は、すべての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引をされている証券会社または株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

3,200,000 株 (併合前 32,000,000 株)

発行済株式総数を定める定款の規定は、会社法第 182 条第 2 項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日 (平成 29 年 10 月 1 日) に上記のとおり変更したものとみなされます。

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

当社の定款は、上記「2. 株式併合」に関する議案が、本定時株主総会において可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日付で以下のとおり変更されます。

(下線部は変更部分を示しております)

現行	変更後の定款案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 32,000,000 株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 3,200,000 株とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 1,000 株とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 100 株とする。

4. 日程

平成 29 年 5 月 15 日 取締役会決議

平成 29 年 6 月 23 日 (予定) 定時株主総会開催

平成 29 年 9 月 26 日 (予定) 1,000 株単位での売買最終日

平成 29 年 9 月 27 日 (予定) 100 株単位での売買開始日

平成 29 年 10 月 1 日 (予定) 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の効力発生日

以上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合についての Q & A

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合についてのQ & A

Q 1. 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか？

A. 株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。

また、単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今般当社では、10株を1株とする株式併合と同時に、単元株式数を1,000株から100株に変更することを予定しております。

Q 2. 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。株主の立場からみるとどのようなメリットが期待できるのですか？

A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社といたしましても、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を踏まえ対応することとしたものです。

また、証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位（1売買単位あたりの価格）を5万円以上50万円未満としており、単に当社株式の単元株式数を100株に変更しますと、現状の株価水準からみて、望ましい投資単位とはならない可能性があることから、併せて10株を1株に株式併合することを予定しております。

Q 3. 所有株式数と議決権数はどうなりますか？

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下、「端数株式」といいます。）が生じた場合は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。

従いまして、株式併合により所有株式が端数株式となりました株主様は、株主としての地位を失うこととなりますが、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。

株式併合実施後は、ご所有の株式数は、併合前の10分の1となりますが、逆に1株あたりの純資産額は10倍となるためです。また、株価につきましても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 5. 株主は何か手続きしなければならないのですか？

A. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 6. 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか？

A. 株式併合の効力発生前と同様、市場で処分できない単元未満株式をご所有する株主様（100株未満の株式をご所有の株主様）は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。

単元未満株式買取りにかかる具体的なお手続きは、お取引の証券会社または特別口座管理機関である信託銀行あてにお問合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点は、株主様が口座を開設されている証券会社または以下の株主名簿管理人までお問い合わせください。

【株主名簿管理人】

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号 0120-232-711（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

以 上